

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

**用語解説**  **犯罪被害者白書**

犯罪被害者等基本法第10条に「政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない」とあります。これが毎年内閣府において犯罪被害者白書を編集・公刊している根拠です。市販もしていますが、HP上もアップしています。

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/whitepaper/whitepaper.html>

政府は、「犯罪被害者等のための施策」を犯罪被害者等基本計画に沿って講じていますので、白書の記載も、基本計画「Ⅴ 重点課題にかかる具体的施策」の各施策に沿った形で、関係省庁がその前年度に取った施策を紹介しています。「第2章 犯罪被害者等のための具体的施策と進捗状況」や、巻末に掲載されている基礎資料中、

関係予算額や、関連統計等の表がこれに該当します。

第1章の特集やコラムは、必ずしも法律上の要請に基づく記述ではありませんが、編集担当である内閣府犯罪被害者等施策推進室としてのその年々の情報発信ですので、工夫を凝らしています。初年度の平成18年版の特集では、基本法成立前の状況から最初の基本計画の概要までを紹介していますので、今でも、犯罪被害者等支援に初めて携わる方が歴史を振り返るには便利な資料ではないでしょうか。また、ご記憶に新しいところで、昨年は第2次基本計画で大幅に施策が増えた性犯罪被害者支援について取り上げましたが、各地でも性犯罪被害者に特化した連携・支援体制の整備を進めていただく契機となったかと思います。

今年の特集は、「地域における被害者支援の広がり」

です。地方での状況という観点では、平成22年版の特集でも扱ったばかりでしたが、現実の被害者の生活は当該被害者がお住いの地域にありますから、犯罪被害者等施策が地域に根付いているのか、は常に重要課題といえます。実際、基本計画上も、保健・福祉・教育等の分野で、必ずしも「犯罪被害者」に特化していない各種支援が、地方公共団体等を通じ、適切に被害者へ提供されるようになることを予定している「犯罪被害者施策」が少なくありません。従って、地域レベルで、犯罪被害者等

施策の視点で個別の支援がつけられていないと、被害者にとっての総合的な支援とはなりません。特集に連動し、巻末資料9の地方公共団体の体制や取組についての各表も大幅に改定しています。さて、お住いの地域での状況はどうだったでしょうか。

引き続き、支援の現場に役立つ犯罪被害者白書となるよう、工夫してまいります。ぜひ、ご活用ください。

内閣府 犯罪被害者等施策推進室  
参事官 池田 暁子

